

平成29年8月

大治町農業委員会  
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

## 大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年8月22日(火)  
午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 12名
- 4 欠席委員 0人
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	若山善之	③	八神一朗	④	山田恵子
⑤	吉田佐知枝	⑥	安井宗一	⑦	立松 稔	⑧	前田幹雄
⑨	横井久雄	⑩	吉田慎司	⑪	成田照幸	⑫	石川 隆

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請書について

報告第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第22号 土地の現況証明願いについて

### 6 農業委員会事務局職員

事務局 鈴木昌樹  
三谷修平

### 7 会議の概要

発言者	内容
事務局 会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつをいただきます。 (あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただ今から平成29年第8回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、4番山田恵子 委員、5番 吉田佐知枝 委員を議事録署名者に指名いたします。 それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第6号、議案第7号、報告第20号、報告第21号、報告第22号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明いたします。本日は、3条1件、報告が4条8件、5条10件、相続税の納税猶予に関する適格者証明3件、土地の現況証明願い2件です。</p> <p>まず、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。</p> <p>番号1、受付年月日平成29年8月7日、権利の別、所有権、土地の所在 長牧***番、地目 畑、地積261㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、譲渡人 維持管理が出来ないため、譲受人 農地拡大のため。 申請書には、農作業従事日数***さん200日、父***さん270日、母***さん230日と記載されています。また、農機具は、トラクター1台所有とあります。 申請地の現場確認を石川委員と行ったところ、すぐに作付け可能</p>

な状態として管理されていました。

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	父、母
農機具の有無	有、トラクター
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	水稻
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

番号1、受付年月日 平成29年7月25日、申請地の現場確認を鈴木会長と行ったところ、作付け状況については水稻が既に作付けされていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理されており、問題はないと判断できますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

番号2、受付年月日 平成29年8月7日、申請地の現場確認を吉田委員と行ったところ、作付け状況については水稻、ナス、きゅうりが既に作付けされていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理されており、問題はないと判断できますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

お願いします。

番号3、受付年月日 平成29年8月7日、申請地の現場確認を吉田委員と行ったところ、作付け状況については大豆が既に収穫され、農地として良好な状態で管理されていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理されており、問題はないと判断できますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

次に、報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年6月29日、処理年月日 平成29年7月11日、土地の所在 堀之内\*\*\*番、地目 田、地積7.39㎡、土地の所在 堀之内\*\*\*番、地目 田、地積363㎡、土地の所在 堀之内\*\*\*番、地目 田、地積6.32㎡、届出者\*\*\*、集合住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西は田、南と北は道路です。

番号2、受付年月日 平成29年6月29日、処理年月日 平成29年7月11日、土地の所在 堀之内\*\*\*番、地目 田、地積154㎡、届出者\*\*\*、集合住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西は田、南は雑種地、北は道路です。

番号3、受付年月日 平成29年7月4日、処理年月日 平成29年7月13日、土地の所在 長牧\*\*\*番、地目 畑、地積854㎡、届出者\*\*\*、集合住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西と南は道路、北は畑です。

番号4、受付年月日 平成29年7月10日、処理年月日 平成29年7月20日、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積278㎡、届出者\*\*\*、自己住宅建築予定です。現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。

番号5、受付年月日 平成29年7月10日、処理年月日 平成29年7月20日、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 田、地積323

m<sup>2</sup>、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 田、地積13 m<sup>2</sup>、届出者 \*\*\*、駐車場に転用予定です。現況については、東は雑種地、西は宅地、南は田、北は道路です。

番号6、受付年月日 平成29年7月24日、処理年月日 平成29年7月28日、土地の所在 北間島\*\*\*番、地目 畑、地積250 m<sup>2</sup>、届出者 \*\*\*、集合住宅建築予定です。現況については、東は畑、西と北は道路、南は駐車場です。

番号7、受付年月日 平成29年7月31日、処理年月日 平成29年8月4日、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 畑、地積344 m<sup>2</sup>、届出者 \*\*\*、集合住宅建築予定です。現況については、東と北は畑、西は道路、南は宅地です。

番号8、受付年月日 平成29年7月31日、処理年月日 平成29年8月4日、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積263 m<sup>2</sup>、届出者 \*\*\*、駐車場予定です。現況については、東は畑、西は田、南は道路、北は神社です。

次に、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年7月7日、処理年月日 平成29年7月13日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積87 m<sup>2</sup>、譲渡人 \*\*\*、譲受人 \*\*\*、集合住宅予定です。現況については、東は宅地、西と北は道路、南は畑です。

番号2、受付年月日 平成29年7月10日、処理年月日 平成29年7月13日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番、地目 田、地積386 m<sup>2</sup>、譲渡人 (株)\*\*\*、譲受人 \*\*\*(株)、住宅建築3棟予定です。現況については、東は田、西と北は道路、南は宅地です。

番号3、受付年月日 平成29年7月13日、処理年月日 平成29年7月19日、権利の別 所有権、土地の所在 東條\*\*\*番、地目 畑、地積226 m<sup>2</sup>、譲渡人 相続人\*\*\*、被相続人\*\*\*、譲

受人 \*\*\*株)、住宅建築2棟予定です。現況については、東と西は宅地、南と北は道路です。

番号4、受付年月日 平成29年7月13日、処理年月日 平成29年7月19日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 畑、地積39㎡、譲渡人 \*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*、駐車場予定です。現況については、東は田、西と南は道路、北は畑です。

番号5、受付年月日 平成29年7月13日、処理年月日 平成29年7月19日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子\*\*\*番、地目 畑、地積228㎡、譲渡人 \*\*\*、譲受人 \*\*\*株)、駐車場予定です。現況については、東と南と北は田、西は畑です。

番号6、受付年月日 平成29年7月19日、処理年月日 平成29年7月26日、権利の別 使用貸借権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積271㎡、譲渡人 \*\*\*、譲受人 \*\*\*、自己住宅建築予定です。現況については、東は田、西は宅地、南と北は道路です。

番号7、受付年月日 平成29年7月20日、処理年月日 平成29年7月28日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積406㎡、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積261㎡、譲渡人 \*\*\*、譲受人 (株)\*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東は道路、西と南と北は宅地です。

番号8、受付年月日 平成29年7月20日、処理年月日 平成29年7月28日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積129㎡、譲渡人 \*\*\*、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積55㎡、譲渡人 \*\*\*、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積98㎡、譲渡人 \*\*\*、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 畑、地積530㎡、譲渡人 \*\*\*、譲受人 \*\*\*株)、住宅建築4棟予定です。現況については、東と西は宅地、南は道路、北は田です。

番号9、受付年月日 平成29年7月24日、処理年月日 平成29年7月28日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地

目 田、地積700㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*、駐車場予定です。現況については、東と西は宅地、南は水路、北は道路です。

番号10、受付年月日 平成29年7月28日、処理年月日 平成29年8月4日、権利の別 所有権、土地の所在 西条\*\*\*番、地目 畑、地積93㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*(株)、分譲住宅建築予定です。現況については、東と北は宅地、西は道路、南は畑です。

続いて、報告第22号 土地の現況証明願いについて説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年7月14日、処理年月日 平成29年7月19日、土地の所在 西条\*\*\*番、地目 田、地積17㎡、届出者\*\*\*\*、届出の概要は自宅の敷地です。

番号2、受付年月日 平成29年7月18日、処理年月日 平成29年7月19日、土地の所在 西条\*\*\*番、地目 田、地積575㎡、届出者\*\*\*\*、\*\*\*、届出の概要は会社社屋です。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

(質疑なし)

会長

質疑及び意見もないようですので、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、承認するものとします。

続いて、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙

	<p>手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>
<p>会長</p>	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第7号については、承認するものとします。</p>
	<p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわた りまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちま して、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は9月27日を予定 しております。その際、8月分の農業委員活動記録簿を持参いた だきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これを以って、大治町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

吉田 佐知枝

(委 員)

山田 恵子